

平成 22 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 ケイエス冷凍食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永田 憲一  
(コード番号：2881 名証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長  
丸本 敏明  
(TEL：06-4805-7207)

当社株式の監理銘柄（確認中）指定理由の追加についてのお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 18 日付「テーブルマーク株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」で、当該公開買付け結果についてお知らせしておりますが、このたび、当社の株主名簿管理人より送付された平成 22 年 3 月末現在の株主名簿にて、名古屋証券取引所規則で定める流通株式数比率が 5%未満であることが確認できました。

これにより、本日名古屋証券取引所から監理銘柄（確認中）指定理由の追加をする旨連絡を受けましたので、下記にお知らせ致します。

記

名古屋証券取引所の発表内容は下記の通りです。

下記のとおり、平成 22 年 4 月 19 日から監理銘柄（確認中）指定理由を追加することとしましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 ケイエス冷凍食品（株） 株式 （コード 2881、市場第二部）

2. 追加する監理銘柄(確認中)指定理由

株券上場廃止基準の取扱い 5 (1) c（流通株式数の上場株式数に対する割合が、「株式の分布状況表」等により 5%未満であると算出された場合であって、当取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書が提出されていないとき）に該当するため

3. 追 加 日 平成 22 年 4 月 19 日（月）

(注) 同社は、平成 22 年 1 月 29 日より株券上場廃止基準の取扱い 5 (1) u（上場会社が株

券上場廃止基準の取扱い 1 (15) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったときに該当し、監理銘柄（確認中）に指定されています。

本日、同社から当取引所に提出された平成 22 年 3 月 31 日現在における「株式の分布状況表」等により同社株式の流通株式の数が上場株式数の 5%未満となっていることが確認され、同社から当取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書が提出されていない状況です。

したがって、同社が有価証券報告書を提出する日又は平成 22 年 6 月 30 日のうちいずれか早い日までに当取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しない場合には、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 2 号 b に該当し、上場廃止となります。このため、同社株式を上場廃止となるおそれがあるものと認め、本日より監理銘柄（確認中）指定理由を追加し、投資者に注意を喚起するものです。

以上